

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年11月

JBS Newsletter  
2020年12月30日

## Contents

### 税務法規

▶「海南自由貿易港における原材料・補助材料の“ゼロ関税”政策に関する通知」(財関税 [2020] 42号) (“42号通達”)

▶「中国事前確認年度報告書(2019)」

### 商務法規

▶「北京市人的資源及び社会保障局、北京市財政局、国家稅務總局北京市稅務局、北京市医療保障局:企業の社会保険料を稅務部門が徴収することに関する公告」(京人社発[2020]18号)

▶「上海市人的資源及び社会保障局、上海市財政局、国家稅務總局上海市稅務局、上海市医療保障局:企業の社会保険料を稅務部門が徴収することに関する公告」

▶「深圳市人的資源及び社会保障局、深圳市財政局、国家稅務總局深圳市稅務局、深圳市医療保障局:深圳市の社会保険料を稅務部門が徴収することに関する公告」など

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2020年11月の発行状況は以下の通りです。

▶ 2020年 11月06日	第2020043号
▶ 2020年 11月13日	第2020044号
▶ 2020年 11月20日	第2020045号
▶ 2020年 11月27日	第2020046号

Japan Business Servicesグループで、2020年11月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速達」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「海南自由貿易港における原材料・補助材料の“ゼロ関税”政策に関する通知」(財関税[2020]42号) (“42号通達”)

### 概要

#### 概要

「海南自由貿易港建設全体方案」(“方案”)に基づき、財政部、国家税務総局及び海関総署は2020年11月11日付で42号通達を公布し、海南自由貿易港における原材料・補助材料の“ゼロ関税”政策について明らかにした。

42号通達は2020年12月1日から施行される。

42号通達の内容は次のとおりである。

42号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202011/t20201112\\_3621853.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202011/t20201112_3621853.htm)

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content\\_5516608.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content_5516608.htm)

事項	詳細規定
適格の企業	海南自由貿易港で登録し、かつ独立の法人格を有する企業
“ゼロ関税”の適用される原材料・補助材料の範囲	“ゼロ関税”の適用される原材料・補助材料についてはポジティブリスト管理を行う。リストには、農産物、飛行機・船舶の補修部品などの計169項目が含まれる(42号通達の添付を参照)。リストの内容は、関連部門が動的に調整する。
適格の原材料・補助材料の消費に対する輸入関税、輸入増値税及び消費税の免除	<p>一般的な状況では、海南自由貿易港で登録し、かつ独立の法人格を有する企業が輸入する、輸入関税、輸入増値税及び消費税の免除が適用される原材料・補助材料は、以下のいずれかに該当する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自社の生産の過程で消費される原材料・補助材料(原則として、島内での譲渡または島外への搬出は認められない)</li> <li>▶ “両頭在外”方式(注:原材料を輸入し、製品を輸出すること)で生産加工を行う過程で消費される原材料・補助材料</li> <li>▶ “両頭在外”方式でサービス貿易を行う過程で消費される原材料・補助材料</li> </ul> <p>航空機・船舶の補修(関連部品の補修を含む)に用いる原材料・補助材料は、以下の条件のいずれかを満たせば、輸入関税、輸入増値税及び消費税が免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国外から国内に搬入され、再度国外に搬出される航空機、船舶(関連部品を含む)の補修に用いられること</li> <li>▶ 海南を主な運営基地とする会社が運営する航空機(関連部品を含む)の補修に用いられること</li> <li>▶ 海南で登録する独立の法人格を有する船会社が運営する海南省内の港を船籍港とする船舶(関連部品を含む)の補修に用いられること</li> </ul>
税金の追加納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ “ゼロ関税”の原材料・補助材料または“ゼロ関税”の原材料・補助材料で加工・製造した商品を、島内または中国本土向けに販売する場合、対応する原材料・補助材料の輸入関税、輸入増値税及び消費税を追加納付し、かつ規定に基づき国内の増値税及び消費税を納付しなければならない。</li> <li>▶ “ゼロ関税”の原材料・補助材料で加工・製造した商品を輸出する場合、現行の輸出物品に対する租税政策を適用する。</li> </ul>

▶ 「中国事前確認年度報告書(2019)」

概要

国家税務総局は2020年10月29日付で、「中国事前確認年度報告書(2019)」(“2019年報告書”)の中国版と英語版を公表した。中国が事前確認年度報告書を公表するのはこれで11度目である。

「2019年報告書」は過年度の報告書の内容及び枠組みを踏襲し、中国の事前確認(“APA”)に係る実施手続き及び関連業務の実施状況を紹介するとともに、2005年から2019年までの事前確認に関する統計データ及び分析もカバーしている。

「2019年報告書」によると、2019年12月31日までに中国の税務機関は177件のAPA(そのうち、ユニラテラル101件、バイラテラル76件)を成立させた。2019年には、12件のユニラテラルAPAと9件のバイラテラルAPAが成立した。成立したバイラテラルAPAのうち、半分はアジア諸国(地域)、その他は北米及びヨーロッパ諸国との間で成立したものである。製造業のAPAがなお主であり、実態経済に対する租税の役割を明らかにしている。

「2019年報告書」は企業或いは中国の税務機関がAPAの協議を行う際の法的根拠となるものではなく、中国の税務機関とAPAの協議を行う意思のある企業にガイダンスを提供すること、その他の国(地域)の税務当局及び社会各界が中国のAPAを理解するための参考に供することを目的としている。

「2019年報告書」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810214/n810606/c5157990/content.html>

商務法規

▶ 「北京市人的資源及び社会保障局、北京市財政局、国家税務総局北京市税務局、北京市医療保障局: 企業の社会保険料を税務部門が徴収することに関する公告」(京人社発[2020]18号)

▶ 「上海市人的資源及び社会保障局、上海市財政局、国家税務総局上海市税務局、上海市医療保障局: 企業の社会保険料を税務部門が徴収することに関する公告」

▶ 「深圳市人的資源及び社会保障局、深圳市財政局、国家税務総局深圳市税務局、深圳市医療保障局: 深圳市の社会保険料を税務部門が徴収することに関する公告」

概要

2018年9月6日の国务院常务会议の内容に基づき、政府部門は一連の通達を公布し、2019年1月1日から各種の社会保険料を税務機関が統一的に徴収することを決定した。しかし、一部の地方政府は企業の懸念及び新型コロナウイルス感染症の流行による経済的な打撃を理由として、社会保険料の徴収権の移管計画を棚上げにしていた。

最近、北京、上海、深圳などを含む複数の地方政府機関が、社会保険料の徴収権を2020年11月1日から正式に税務機関に移管することに関する公告を公布した。

金税三期システムの運用を踏まえ、税務機関は企業が従業員の社会保険料を過少納付している状況をより容易に見分けることができるようになったため、一般的な理解によれば、税務機関が社会保険料を徴収することは、徴収の強化につながる。そのため、企業は社会保険料の納付に関わるコンプライアンス違反の潜在的なリスクを十分に理解する必要がある。

上述した3つの地域のほかに、複数の地方政府機関が、社会保険の徴収権を2020年11月から段階的に税務機関に移管する旨の通達を公布している。

北京、上海及び深圳で公布された公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/c104182/202010/77b2f7a342184b22a188b84fbc86c3a3.shtml>

[http://rsj.sh.gov.cn/tqsgq\\_17341/20201030/t0035\\_1395230.html](http://rsj.sh.gov.cn/tqsgq_17341/20201030/t0035_1395230.html)

<https://shenzhen.chinatax.gov.cn/sztax/xxgk/tzgg/202010/6031c7f804294a019a9539612dc6fabcshtml>

▶ 「国民経済及び社会発展の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標の策定に関する提案」

概要

2020年10月29日、中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議で、「国民経済及び社会発展の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標の策定に関する提案」(“提案”)が可決された。

「提案」は、中国の将来15年間における発展の青写真を示している。「提案」における税務、商務に関する内容は次のとおりである。

#### ▶ 租税優遇

企業の研究開発への投資を奨励し、企業の基礎研究への投資に対して租税優遇を与える。

#### ▶ 現代租税制度

現代租税制度を整備し、地方税、直接税体系の健全化、税制構造の最適化、直接税割合の適切な引上げ、租税徴収管理制度改革の深化を図る。

#### ▶ 株式発行の登録制

株式発行の登録制を全面的に実施し、正規の上場廃止制度を確立し、直接金融の割合を高める。

#### ▶ より高い水準の開放型経済の新体制

対外開放の水準を全面的に高め、貿易及び投資の自由化・利便化を促進し、貿易の革新的発展を推進して、対外貿易の総合競争力を強化する。

また、外商投資の参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理制度をさらに整備し、サービス業の対外開放を拡大するとともに、法に基づき外資企業の合法的権益を保護する。

#### ▶ 自由貿易試験区

自由貿易試験区により大きな改革自主権を与える。「提案」では、特に海南自由貿易港の建設に言及し、これを対外開放の新しい高地にする計画であると述べている。

#### ▶ 人民元の国際化

「提案」では、人民元の国際化を安定的に推進することに言及している。

「提案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2020-11/03/content\\_5556991.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-11/03/content_5556991.htm)

- ▶ 「全国における“放管服”改革の深化、ビジネス環境の最適化についてのテレビ電話会議における重点任務の作業分担方案に関する通知」(国弁発[2020] 43号) (“43号通達”)

#### 概要

市場主体の活力を刺激するために、國務院弁公庁は、2020年11月1日付の43号通達により、「全国における“放管服”改革の深化、ビジネス環境の最適化についてのテレビ電話会議における重点任務の作業分担方案」 (“分担方案”)を公布した。

「分担方案」では25項目の重点任務を定めており、そのうち税務及び商務関連の内容は次のとおりである。

#### 税務関連事項

- ▶ 税金費用に係る優遇政策の適用手続きを簡素化し、ビッグデータ等の技術を利用して適格の納税者、費用納付者を選別し、優遇政策の情報を正確に伝送する。
- ▶ 全国の規範化、統一化された電子税務局を整備し、2021年末までに企業の税務・納税事項、個人の税務・納税事項のオンライン処理を基本的に実現する。
- ▶ 輸出税額還付の処理速度を上げ、正常な輸出税額還付の平均処理時間を8営業日以内に短縮し、2021年にペーパーレス化した証憑届出手続きを普及させる。

#### 行政許認可

- ▶ 中央レベルで設定した行政許可事項リストを作成し、公布する。
- ▶ 各種の重複した認可を大幅に簡素化する。2021年6月末までに、新たに取消、権限移譲、管理方式の変更を行う行政許可事項を検討し、提案する。
- ▶ 認可の方式を改革し、“証照分離”(注:企業の経営活動に関連する各種の行政許認可の撤廃、簡素化を進めること)の改革を深化させ、生産許可、プロジェクト投資の認可、証明事項などの領域で、承諾制を幅広く推進する。
- ▶ 企業の登録抹消の利便性を高め、簡易的登録抹消手続きの適用範囲を拡大する。

#### 外商投資。

- ▶ 「外商投資法」と一致しない法規を整理し、中国資本企業と外商投資企業に対する同等な取扱いと公平な競争を保証する。
- ▶ 改訂後の2020年版「外商投資奨励産業目録」を公布し、外商投資の範囲をさらに拡大する。
- ▶ 条件の整った地方で外商投資の“ワンストップ”サービス体系を確立することを支援する。

「分担方案」では、市場監督、政府サービス、ビジネス環境などに関する重要任務も定めている。

中央政府機関は、関連の任務を遂行するための具体的な規定を定めるものと見込まれる。

「分担方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/10/content\\_5560234.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/10/content_5560234.htm)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ **北京**

**堀尾 成宏**  
監査  
+86 10 5815 4050  
naruhiro.horio@cn.ey.com

**西本 靖司**  
監査  
+86 135 2029 7030  
Yasushi.Nishimoto@cn.ey.com

**上村 希世子**  
税務・移転価格  
+86 10 5815 2289  
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ **大連**

**秋山 大輔**  
監査  
+86 411 8252 8999  
daisuke.akiyama@cn.ey.com

▶ **上海**

**高橋 臣一**  
監査  
+86 21 2228 2740  
shinichi.takahashi@cn.ey.com

**西澤 礼**  
監査  
+86 21 2228 9579  
rei.nishizawa1@cn.ey.com

**佐藤 勝俊**  
監査  
+86 21 2228 9579  
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

**星野 友子**  
監査  
+86 21 2228 5958  
tomoko.hoshino@cn.ey.com

**山村 亮**  
監査  
+86 21 2228 3239  
ryo.yamamura1@cn.ey.com

**江 海峰**

金融  
+86 21 2228 2963  
alex.jiang@cn.ey.com

**北原 遼一**

金融  
+86 21 2228 6769  
ryoichi.kitahara1@cn.ey.com

**三宅 亜紀子**

Forensics  
+86 21 2228 5688  
akiko.a.miyake@cn.ey.com

**坂出 加奈**

税務・移転価格  
+86 21 2228 2289  
kana.sakaide@cn.ey.com

**小島 圭介**

税務  
+86 21 2228 2854  
keisuke.kojima@cn.ey.com

**万 家駿**

法務  
+86 21 2228 8374  
jiajun.wan@chenandco.com

**久保田 順一**

TAS  
+86 21 2228 4749  
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ **広州**

**長内 幸浩**

監査  
+86 20 2881 2675  
yukihiro.osanai@cn.ey.com

**梁 晔**

監査  
+86 20 2838 1043  
ye.liang@cn.ey.com

▶ **深圳**

**小島 慎一**  
監査  
+86 755 2502 5463  
shinichi.kojima1@cn.ey.com

▶ **香港**

**重富 由香**  
監査  
+852 2629 3907  
yuka.shigetomi@hk.ey.com

**柿本 啓太**

監査  
+852 2846 9005  
keita.kakimoto2@hk.ey.com

**塚原 俊郎**

監査  
+852 3471 2751  
toshio.tsukahara@hk.ey.com

**吉田 薫**

監査  
+852 2629 3909  
kaori.yoshida@hk.ey.com

**徳山 勇樹**

監査  
+852 37585988  
yuki.tokuyama@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com。

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03011710

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

